

韓国保険法の現況と課題

張徳祚 (西江大学 法学専門大学院 院長、韓国保険学会 副会長)

朴恩京 (慶星大学 教授)

李芝妍 (東洋大学 教授)・訳

1. 韓国保険法の現況

本報告は韓国保険法の現況と課題を考察するものである。

韓国保険法の重要な法源は商法第 4 編保険編であり、その改正の沿革をたどり、2014 年の改正法について検討する。その改正内容は大きく二つに分けられる。

一つ目は、従来の判例と通説を立法化したものである。

① 告知義務違反の場合、因果関係のない事故における保険者の解除権の認定(商法第 655 条)、② 共済などへの準用(商法第 664 条)、③ 家族に対する保険者による代位禁止(商法第 682 条)、④ 被保険者の賠償請求事実の通知義務(商法第 722 条)、⑤ 再保険への準用に関する規定(商法第 726 条)、⑥保証保険(商法第 726 条の 5 もしくは第 726 条の 7)、⑦ 保険金受取人が複数人である場合の生命保険の免責(商法第 732 条の 2)などである。

これらの規定の立法化は妥当であり、その改正によって変更が生じた法律関係はない。あえて分類すれば、⑧ 疾病保険(商法第 739 条の 2 ないし第 739 条の 3)の場合、下級審判決の中で異なる見解を述べることもあるが、通説として確立された理論を受け入れたと考えられる。ただし、今後より精密かつ精緻な法理を形成するために法律家の努力が必要である。

二つ目は、保険契約者の保護や判例に対する批判などを受容して従来の法理とは異なる新たな法律関係の基準を設定した改正である。

① 保険約款の交付説明義務(商法第 638 条の 3)、② 保険代理商の権限(商法第 646 条の 2)、③ 消滅時効(商法第 662 条)、④ 団体保険(商法第 735 条の 3)、⑤ 疾病保険(商法第 739 条の 2 ないし第 739 条の 3)、⑥ 心身薄弱者の死亡保険契約締結(商法第 732 条)などがある。しかし、① 保険約款の交付説明義務違反時における取消権の行使期間を 1 ヶ月から3ヶ月に延長したものは保険契約者の保護という宣言的意味があるかもしれないが、約款規制法との関係上から大きな意味はないと考えられる。② 保険代理商などの権限は保険仲介代理商に対して外観法理による代理権を認めた重要な改正である。③ 消滅時効期間の延長も相対的に社会的弱者と言える保険契約者の保護を強化した改正であり、④ 団体保険の改正も従来の最高裁判所や憲法裁判所の判例が有していた問題点に対する学者らの批判を受け入れたもので、団体保険に内在する問題の相当部分を解決できる適切な改正である。そして、⑥ 心身薄弱者に関する改正は最近導入された成年後見制度が反映されておらず、私法の一般理論上でも疑問があるとの批判がある。

2. 韓国保険法の課題

(1) 立法政策的方向

また、本報告では今後の立法政策的に改正が必要である事項についても考察する。

保険法の発展方向は保険事業の健全な経営を図り、保険契約者・被保険者、その他の利害関係人の権益を保護し、国民経済の均衡的発展に寄与することである。従って、今後の保険法における改正方向は次の三つに整理できる。

一つ目は、国際的な整合性の側面である。保険は国際的性格を有するものである。保険は同質の危険にさらされている多数の人が危険団体を構成し、その危険を分散しようとする経済的制度である点において、ほとんど全ての国が同様に保険制度を定義している。そして、危険分散という保険の重要機能は再保険を通じて国際的に分散される点、保険は資金の供給や信用の手段としての役割を担う点などにおいても国際的に共通点が非常に多い制度の一つである。これが法理の側面でも表れて、保険法理は比較法的にも相当の共通点を有し、国際的整合性や世界的な傾向が重要であることが分かる。しかし、改正案はこれらの点から鑑みると一部が不十分であるとの指摘がある。例えば、告知義務制度などがそうである。

二つ目は、保険消費者の保護である。各国で保険法の改正の第一義的趣旨が保険契約者の保護にあるとしており、情報の非対称性が強く表れる保険では消費者の保護が重要な課題である。特に、保険産業の信頼度を向上させるためにもこの方向での改正が要求される。保険者が保険金の支払を遅滞した場合、その遅滞による損害額を保険契約者側が立証しなければならない反面、保険者としては一部の過大請求があるとの理由などで保険金の支払を拒絶できるようにするのは衡平の観点から批判の余地が十分にある。

三つ目は、現代の保険実務を反映できていない古い規定の整備である。

(2) 追加的に改正が必要な内容

保険制度の発展により現状に適合しないこと、あるいは消費者保護などのために必ず改正が必要な制度であるにもかかわらず未だ改正されてないこととしては、① 告知義務の受動化、② 保険金支払の遅滞に関する規定、③ 傷害保険と疾病保険規定などに関する大幅な強化、などがある。さらに、④ 責任保険規定の整備、⑤ 保険者の情報提供義務の強化なども綿密に検討した上、迅速に立法できることを期待する。